

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第15号

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する規則（平成4年岩手県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第20条第2項及び第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年岩手県条例第7号。以下「育児休業条例」という。）<u>第2条、第2条の2、第7条第1項、第8条、第12条、第13条、第19条、第20条第2項及び第3項並びに第23条の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p><u>（勤務日の日数を考慮して定める非常勤職員）</u></p> <p><u>第2条の2 育児休業条例第2条第4号ア(ウ)の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。</u></p> <p><u>（育児休業等取得日数に合算することとされる日数）</u></p> <p><u>第2条の3 育児休業条例第2条の2第2号の人事委員会規則で定める日数は、同号に規定する当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第19条の規定に基づき任命権者が定める職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号。以下「勤務時間等規則」という。）第12条第11号及び第12号の休暇に相当する休暇（当該非常勤職員が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員である場合にあっては、勤務時間等規則第12条第11号及び第12号の休暇）により勤務しなかった日数とする。</u></p> <p><u>（育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合）</u></p> <p><u>第2条の4 育児休業条例第2条の2第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p><u>（1） 育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所等における保育の実施を希望し、申込みをしているが、当該子が1歳に達する日後の期間について、</u></p>

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 第3条の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 [略]

2 [略]

3 第3条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 [略]

2 第3条第2項の規定は、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長の請求について準用する。

当面その保育の実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子が1歳に達する日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により行い、育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き、育児休業を始めようとする日の1月（育児休業条例第2条の2第3号に掲げる場合にあつては、2週間）前までに行うものとする。

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。ただし、非常勤職員が育児休業条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第5条 第3条第1項及び第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第6条 [略]

2 [略]

3 第3条第2項本文の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第14条 [略]

2 第3条第2項本文の規定は、育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認又は期間の延長の請求について準用する。

（勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して定める非常勤職員）

<p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、<u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年岩手県人事委員会規則第30号）</u>第12条第13号の特別休暇を請求した職員及び当該特別休暇の時間とする。</p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 <u>第3条第2項</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p>	<p>第17条の2 育児休業条例第19条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、<u>1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。</u></p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第18条 育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める職員及び人事委員会規則で定める時間は、<u>勤務時間等規則第12条第13号の特別休暇を請求した職員及び当該特別休暇の時間とする。</u></p> <p>2 <u>育児休業条例第20条第3項の人事委員会規則で定める場合及び人事委員会規則で定める時間は、非常勤職員が、勤務時間等条例第19条の規定に基づき任命権者が定める勤務時間等規則第12条第13号の休暇に相当する休暇を承認されている場合及び当該休暇の時間とする。</u></p> <p>(部分休業の承認の請求手続)</p> <p>第19条 [略]</p> <p>2 <u>第3条第2項本文</u>の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。